

**<重要> ご使用前に必ずお読みください**

このたびは、セイコーソリューションズ株式会社（以下「弊社」といいます。）のソフトウェア製品をご利用いただき、ありがとうございます。本ソフトウェアをご使用になる前に、下記「ソフトウェア使用許諾契約書」（以下「本契約」といいます。）を必ずお読みください。

**ソフトウェア使用許諾契約書**

弊社は、お客様が本契約に同意された場合にのみ本ソフトウェア（マニュアルその他の資料を含む。以下同じ。）の使用を許諾します。お客様が本ソフトウェアをインストールした時点で、お客様が本契約に同意いただいたものとみなし、お客様と弊社との間において本契約が成立します。万一本契約に同意いただけない場合は、本ソフトウェアのインストールを行わず、本ソフトウェアを使用しないでください。

**第1条（使用許諾）**

1. 弊社はおお客様に対して、本ソフトウェアの日本国内における非独占的な使用権を許諾します。
2. 本ソフトウェア及びその複製物に関する権利は、弊社に帰属します。本契約に明示されている場合を除き、お客様には、本ソフトウェアに関する何らの権利も付与されません。
3. お客様は、バックアップの目的に限り必要な最小限の範囲において、本ソフトウェアをコンピュータに読み取り得る形式で複製することができます。

**第2条（使用方法・期間）**

お客様は、別途通知する本ソフトウェア使用の対価をお支払いいただいている期間に限り、本ソフトウェアを使用することができます。

**第3条（制限）**

1. お客様は、弊社の事前の書面による承諾を得ない限り、本ソフトウェアの全部又は一部を複製、修正、改変、翻案、リース、貸与、頒布、譲渡、ネットワーク上での送信、再使用許諾又は二次的著作物の作成をすることができません。
2. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を逆アセンブル、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングすることができません。
3. お客様は、本ソフトウェアの取り扱う弊社の営業秘密である各種データを解析することができません。

**第4条（限定保証）**

1. 本ソフトウェアに重大な瑕疵が発見された場合、当該瑕疵の内容に応じて、弊社の判断に基づき弊社所定の方法により、修補した本ソフトウェアの提供、当該瑕疵に関する解決方法の案内を行うものとします。
2. 弊社はおお客様に対して、本ソフトウェアの商品性及び特定の使用目的に対する適合性を保証するものではなく、またお客様による本ソフトウェアの使用及び使用結果に関しても保証するものではありません。
3. 弊社はおお客様に対して、本ソフトウェアが誤りなく作動すること又はすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
4. 本条は、本ソフトウェアに関する弊社の明示又は黙示の保証責任のすべてを規定したものです。

**第5条（責任の制限）**

1. お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーコンピュータダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
2. なお、いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、弊社、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、弊社は、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

**第6条（契約の解除）**

1. お客様が本契約の規定の一つにでも違反した場合、弊社は、何らの催告を要することなく、ただちに本契約を解除し、お客様の使用権を終了させていただきます。
2. お客様が本契約の規定の一つにでも違反したことにより弊社が損害を被った場合、弊社はお客様に対して、その損害の賠償を請求することができるものとします。

**第7条（その他）**

1. 本契約は、本ソフトウェアの複製物及びバージョンアップ版にも適用されます。
2. お客様は、本ソフトウェアの使用権が終了した場合、直ちに本ソフトウェアの使用を中止するとともに、本ソフトウェア及びその複製物を消去していただきます。
3. お客様は、弊社の合意を得ることなく本ソフトウェアを日本国外に輸出し、又はネットワークにより日本国外に送信することができません。
4. 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上